

「会計士も環境問題の解決に貢献したい、だって人間なもの。」 ～会計士という職業が気候変動問題において果たす役割～

会計士という職業にどのようなイメージをお持ちでしょうか。電卓を叩きながら書類と睨めっこをして、毎日お金のことを考えていそうと言われることがよくあります。電子化が進んでいる昨今では電卓よりもPCを使った作業が中心ですが、それ以外は概ねそのようなイメージで正解です。そんな会計士の仕事とはあまり関係がなさそうに思われる気候変動問題ですが、今後はより会計士が関与する場面が増えることが予想されます。

今回は、会計士の主な業務とそれがどのように気候変動問題への取り組みにかかわってくるのかについてお話したいと思います。

会計士の主な業務である監査とは

会計士の主な業務の一つとして、財務諸表の監査という業務があります。財務諸表はいわば企業の成績表であり、その企業が将来もいい成績を残せるかどうかの重要な判断材料です。投資家はその財務諸表およびその他の情報を総合的に勘案して、投資する企業を決めることになります。しかし、ここで一つ重要なポイントがあります。成績表を作っているのは、成績をつけられている企業自身だということです。皆さんが学校で受け取った成績表は、先生が成績をつけていたのではないのでしょうか。もし、自分で自分の成績をつけていいとしたら、間違えて本来とは違う評価をしてしまう虞があります。「いい成績を取ったら欲しいものを買ってあげる」とご両親に言われていたら、なおさら魔が差してしまうかもしれません。それに加えて、国内外を問わず多くの人々が多くの拠点で働いている企業における財務諸表は、財務数値を集計するだけでも大変なうえ、その内容に重要な誤りがあった場合には、投資家などの利害関係者に大きな影響を与えてしまいます。そこで、企業および利害関係者が概ね正しい財務数値を扱えるように、企業が作った財務諸表をその企業に所属しない(独立した)会計士がチェックするという必要性が生まれました。それが財務諸表に対する監査です。

気候変動問題に関連する情報開示の拡充と保証

数ある気候変動問題の中でも、特に地球温暖化や異常気象は、差し迫った問題として社会の関心を集めています。気候変動問題の顕在化は、消費者動向を環境に配慮した製品にシフトさせることで企業の売上に影響を与え、規制当局の定めた環境基準に適合するための追加コストを生じさせます。投資家は、従来の財務諸表にこのような気候変動問題による影響を明示することを期待するとともに、気候変動問題における企業の目標や取り組みにも注目しています。そのような投資家の期待に応える形で、世界的に統一された枠組みに基づく情報開示の拡充が進んでおり、米国においては2022年3月に証券取引委員会 (Securities and Exchange Commission: SEC) が、登録企業に対して段階的に年次報告書 (Annual Report) に気候変動に関連する情報の記載を求める提案を発表しました。当該提案においては、正に上述の財務諸表の監査が求められるのと同様に、会計士または適切な知識を持った者が情報をチェックし保証することが求められています。

具体的な情報開示の内容

ここでは、皆さんが活動されている米国の気候変動に関する情報開示について、簡単にご説明したいと思います。提案されている開示内容は以下の通りです。

- 財務諸表の注記開示 - 気候変動関連の財務上の影響と支出の指標 - 財務上の見積りや仮定に対する気候変動関連の影響に関する議論
- 財務諸表外の気候変動関連開示セクション - スコープ1、スコープ2およびスコープ3の温室効果ガス (GHG) 排出量*
- 気候変動関連のリスクと機会 - 気候変動関連リスクの管理プロセス - 気候変動関連のターゲットやゴール - 気候変動関連リスクのガバナンスと監督

*スコープ1: 登録企業が所有または管理している事業からの排出量
スコープ2: 電気、蒸気、冷暖房の購入または取得からの排出量
スコープ3: 間接的な上流及び下流の活動からの排出量

財務諸表の注記開示は、既存の財務諸表監査の対象となります。スコープ1およびスコープ2のGHG排出量の開示は、段階的導入期

間中に限定的保証の対象とされ、その後、合理的保証の対象となります。これらの開示は登録企業の規模と開示内容に応じて、数年をかけて段階的に導入されることになります。仮に、当該提案が2022年12月までに最終化され、登録企業が12月決算である場合のスケジュールは以下の通りです。

登録企業タイプ	スコープ3の開示を除くすべての開示 (スコープ1, スコープ2のGHG 排出量を含む)		スコープ3 GHG 排出量の開示	スコープ1, スコープ2のGHG 排出量開示の第三者保証
	2023	2024	2024	限定的保証:2024 合理的保証:2026
大規模早期提出会社	2023	2024	2024	限定的保証:2025 合理的保証:2027
早期提出会社	2024	2025	2025	不要
早期提出会社以外の会社	2024	2025	2025	不要

限定的保証の目的は、サービス提供者が、主題事項(例えば、スコープ1とスコープ2のGHG排出量の開示)が適正に記載されていること、または関連する基準に従っていることを保証するために登録企業が行うべき重要な変更を認識しているかどうかについての結論を表明することです。それに対して、登録企業の財務諸表監査と同じレベルの保証を提供する合理的保証の目的は、主題事項がすべての重要な点において、関連する基準に従っているかどうかについて意見を表明することです。

大規模早期提出会社または早期提出会社が暦年決算ではなく、その2023年度または2024年度が上記の強制適用日より前に始まる場合、登録企業は次年度までGHG排出量開示要件の遵守は要求されません。つまり、本規制案の適用が最初に要求されるのは暦年会社となります。

なお、小規模な報告会社は、スコープ3のGHG排出量開示の対象外となり、かつ移行期間が追加されます。(すなわち、2025年にはスコープ3のGHG排出量以外のすべての開示が要求されます。)

当該提案の内容が広範にわたるため、議論の進捗に応じて変更されることが考えられますので、ご注意ください。

より詳細な内容につきましては、[SECの気候変動の開示要求提案の包括的分析 | 会計監査 | デロイト トーマツ グループ | Deloitte](#)をご参照ください。

最後に

排出量規制などが規制的手法と呼ばれるのに対し、税制優遇や補助金による課題解決の取り組みは経済的手法と呼ばれます。経済的手法は、市場原理を活用することで経済効率性と環境効率性を同時に達成できる手法です。気候変動に関連する情報開示も、投資家の行動原理を介して気候変動問題に積極的な企業に資金を集中させ課題解決を試みるという点で、経済的手法の一種と考えることができるでしょう。気候変動対策をコストセンターとする従来の考え方や、ビジネス機会や企業価値の向上を生み出すプロフィットセンターとして捉える見方が広まり、個々人の選択した行動が自ずと環境負荷の低減に繋がる社会構造が構築されることを願うとともに、その一役を会計士という職業が担えば幸いです。

(Deloitte & Touche LLP 沖 隆士)

This publication contains general information only and Deloitte is not, by means of this publication, rendering accounting, business, financial, investment, legal, tax, or other professional advice or services. This publication is not a substitute for such professional advice or services, nor should it be used as a basis for any decision or action that may affect your business. Before making any decision or taking any action that may affect your business, you should consult a qualified professional advisor. Deloitte shall not be responsible for any loss sustained by any person who relies on this publication. The services described herein are illustrative in nature and are intended to demonstrate our experience and capabilities in these areas; however, due to independence restrictions that may apply to audit clients (including affiliates) of Deloitte & Touche LLP, we may be unable to provide certain services based on individual facts and circumstances.

About Deloitte

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, a UK private company limited by guarantee ("DTTL"), its network of member firms, and their related entities. DTTL and each of its member firms are legally separate and independent entities. DTTL (also referred to as "Deloitte Global") does not provide services to clients. In the United States, Deloitte refers to one or more of the US member firms of DTTL, their related entities that operate using the "Deloitte" name in the United States and their respective affiliates. Certain services may not be available to attest clients under the rules and regulations of public accounting. Please see www.deloitte.com/about to learn more about our global network of member firms.

Copyright © 2022 Deloitte Development LLC. All rights reserved.